

# (新あいち創造産業立地補助金 Aタイプ対応) 西尾市企業再投資促進補助金のご案内

西尾市内に長年立地している企業が工場等の新設または増設をする際にかかる費用の一部を愛知県と連携して支援します！

## 補助金額

工場等の新設又は増設に伴う固定資産（建物+償却）取得費用を**最大10億円**補助します。

※補助率10%以内。ただし、大企業及びみなし大企業は8%以内

## 対象業種

日本標準産業分類に掲げる「製造業」及び「ソフトウェア業」に分類される産業のうち、下記のいずれかの分野に該当する工場等が対象になります。

- ① 次世代自動車関連（自動車関連を含む）、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連
- ② 愛知県の産業集積の推進に関する基本方針の集積業種※1

## 適用要件

以下の①から⑧の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 西尾市内において工場等を原則20年以上立地している者のうち、次のいずれか該当する者
  - (1) 25人以上の常用雇用者を有する企業（大企業を除く）で、固定資産取得費用の合計額が1億円（税抜）以上で、認定申請から補助金交付期間が終了するまで、25人以上の常用雇用者を維持すること※2
  - (2) 50人以上の常用雇用者を有する大企業で、固定資産取得費用の合計額が25億円(税抜)以上で、認定申請から補助金交付期間が終了するまで、50人以上の常用雇用者数を維持すること※2
- ② 市税を滞納していないこと
- ③ 同一事業において西尾市工場等建設奨励金及び県の定める他の補助制度の対象になっていないこと
- ④ 過去に同一敷地の同一事業において同補助金及び新あいち創造産業立地補助金の交付を受けていないこと（中小企業、中堅企業を除く）
- ⑤ 補助事業認定申請書を提出した日から3年以内に補助事業に係る工場等の操業開始をすること
- ⑥ 当該補助事業に係る工場等の操業を操業開始の日から5年間継続すること
- ⑦ 市への認定申請後、県の新あいち創造産業立地補助金に採択されること
- ⑧ 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有しないこと

お問い合わせ

西尾市 産業部 商工振興課 企業支援担当

TEL : 0563-65-2158 (直通)

# 企業再投資促進補助金交付スケジュール

## ① 事前協議

## ② 認定申請書提出

※建物工事着手日の30日前まで

## ③ 審査(西尾市)

## ④ 新あいち創造産業立地補助金 審査会議(県)

## ⑤ 認定可否決定通知

## ⑥ 工事着手届

## ⑦ 操業開始届

## ⑧ 補助金交付申請

※操業開始から1年以内

## ⑨ 受付・審査(市・県)

## ⑩ 交付決定通知

## ⑪ 補助金請求・受領

## ② 認定申請に必要な書類

- 1 補助事業認定申請書
- 2 家屋・償却資産の明細
- 3 補助事業により主に製造又は研究する製品を説明する資料
- 4 今後(5年間)の事業の見通しを説明する資料
- 5 法人に係る登記事項証明書、定款及び企業概要(パンフレット)
- 6 常用雇用者数を説明する資料
- 7 貸借対照表、損益計算書、事業報告書又はこれに準ずるもの(直近の2事業年度分)
- 8 納税(完納)証明書(市税及び県税)
- 9 立地年数を証明する資料(定款や企業概要等で証明できれば不要)
- 10 固定資産取得費用を証する書類
- 11 建築概要等(位置図、配置図、平面図、立面図)
- 12 申立書[要綱第4条第5号に該当することを証する書類]
- 13 認定申請企業の財務状況書
- 14 その他市長が必要と認める書類

## ⑥ 工事着手届に必要な書類

- 1 工事着手届
- 2 工事等の新設又は増設に係る工事の工程表
- 3 建築基準法の規定による確認済証の写し

## ⑦ 操業開始届に必要な書類

操業開始届

## ⑧ 交付申請に必要な書類

- 1 補助金交付申請書
- 2 常用雇用者数を説明する資料
- 3 建築基準法の規定による検査済証の写し
- 4 固定資産取得費用の総額を証する書類(契約書・領収書等)
- 5 その他必要と認める書類

## ⑪ 補助金請求に必要な書類

補助金交付請求書

## ※ 1 愛知県の産業集積の推進に関する基本方針の集積業種

### 集積業種(西三河地域)

下記に記載があっても、小分類または細分類において一部除外されるものがありますので、詳細は愛知県産業立地通商課のWEBページをご確認ください。

#### 輸送機械関連産業:

11繊維、16化学、18プラスチック、19ゴム製品、21窯業・土石、22鉄鋼、23非鉄金属、24金属製品、25はん用機械  
26生産用機械、27業務用機械、28電子部品、29電気機械、30情報通信機械、31輸送用機械、32その他

#### 電気・電子機器関連産業:

11繊維、21窯業・土石、25はん用機械、26生産用機械、27業務用機械、28電子部品、29電気機械、30情報通信機械  
31輸送用機械、32その他

#### 機械・金属関連産業:

11繊維、16化学、18プラスチック、19ゴム製品、22鉄鋼、23非鉄金属、24金属製品、25はん用機械、26生産用機械  
27業務用機械、28電子部品、29電気機械、30情報通信機械、31輸送用機械、32その他

#### 健康長寿関連産業:

9食料品、10飲料・飼料、11繊維、12、木材・木製品、13、家具・装備品、14、パルプ・紙、16化学、18プラスチック、19ゴム製品  
21窯業・土石、23非鉄金属、24金属製品、27業務用機械、28電子部品、29電気機械、30情報通信機械、31輸送用機械、32その他

#### 新エネルギー関連産業:

16化学

#### 農商工連携関連産業:

9食料品、10飲料・飼料、12木材・木製品、13家具・装備品

#### 食料・飲料品関連産業:

9食料品、10飲料、14パルプ・紙、18プラスチック、21窯業・土石、24金属製品、26生産用機械

#### 住宅・建築物・同設備関連産業:

11繊維、12木材・木製品、13家具・装備品、16化学、18プラスチック、19ゴム製品、21窯業・土石、24金属製品

## ※ 2 常用雇用者

工場等を主たる勤務地とし、労働基準法の規定に基づく解雇の予告を必要とする者であり、かつ雇用保険法・厚生年金保険法及び健康保険法の被保険者であること(派遣労働者、請負労働者、出向者、外国人技能実習生を含まない)